

議案第 135 号

前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の改正について

令和 2 年 9 月 1 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年前橋市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

(介護保険法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第 2 条 介護保険法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例(平成 30 年前橋市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

附則第 4 項を附則第 5 項とする。

附則第 3 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(管理者に係る経過措置)」を付し、同項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

4 令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第 6 条」とあるのは「令和 3 年 3 月 31 日までに介護保険法第 46 条第 1 項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準条例第 6 条第 1 項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。))が、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第 6 条」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36

号) 第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を
指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、
令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日
から施行する。